

## 第5節 協同組織金融機関に対する検査

### 信用金庫に対する検査（資料21-1-7参照）

信用金庫は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。平成16年3月末現在の数は、306金庫である（15年3月末現在の数は、326金庫）。

15検査事務年度は、16年6月30日現在で120金庫の検査を実施し、そのうち90金庫に対して検査結果を通知しており、1金庫当たり平均して17.0日間の立入日数で、6.2人を投入している。

### 信用組合に対する検査（資料21-1-8参照）

信用組合は、中小企業等協同組合法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。平成16年3月末現在の数は、181組合である（15年3月末現在の数は、191組合）。

15検査事務年度は、16年6月30日現在で95組合の検査を実施し、そのうち78組合に対して検査結果を通知しており、1組合当たり平均して17.2日間の立入日数で、5.3人を投入している。

### 労働金庫に対する検査（資料21-1-9参照）

労働金庫は、労働金庫法に基づき金融庁と厚生労働省との共管となっており、財務（支）局が厚生労働省と共同で検査を実施している（1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省及び都道府県と共同で検査を実施）。平成16年3月末現在の数は13金庫である（15年3月末現在の数は、21金庫）。

15検査事務年度は、16年6月30日現在で7金庫の検査を実施し、そのうち1金庫に対して検査結果を通知しており、1金庫当たり平均して23.0日間の立入日数で、9.3人（厚生労働省等の職員も含む）を投入している。

別図 21 - 5 - 1 労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	労働金庫		主務大臣  ( 8 金庫 )

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 労働金庫数は、16年3月末現在。

信用農業協同組合連合会等に対する検査(資料21-1-10参照)

信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき金融庁と農林水産省との共管となっており、財務(支)局が農林水産省と共同で検査を実施している。国が所管しているものの平成16年3月末現在の数は、信用農業協同組合連合会が46連合会、信用漁業協同組合連合会が33連合会、農業協同組合が1組合である(15年3月末現在の数は、それぞれ、46連合会、33連合会、1組合)。

15検査事務年度は、16年6月30日現在で13連合会(内訳は、信用農業協同組合連合会が6連合会、信用漁業協同組合連合会7連合会)の検査を実施し、そのうち13連合会に対して検査結果を通知している。1連合会当たり平均して13.6日間の立入日数で、8.0人(農林水産省の職員も含む)を投入している。

別図 21 - 5 - 2 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類	地 区		
	都道府県の区域 を超える	都道府県の区域 と同じ	都道府県の区域 の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (46連合会)	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (33連合会)	都道府県知事
農 業 協 同 組 合	主務大臣 (1組合)	都道府県知事	都道府県知事
漁 業 協 同 組 合	主務大臣 (該当なし)	都道府県知事	都道府県知事

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 農業協同組合及び漁業協同組合は信用事業を行っているものに限って記載。

(注3) 金融機関数は、16年3月末現在。

(注4) 都道府県の区域を地区とする信用農(漁)業協同組合連合会に関する都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合、組合の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがあると認める場合、事業の健全な運営を確保するため必要があると認める場合に行われる。